

平成 30 年 4 月 5 日

大林ファシリティーズ株式会社  
取締役社長 三浦 良介

業務停止処分及び指示処分に係る業務改善措置について

1 本件について

弊社は、平成 30 年 3 月 16 日付の「業務停止処分」及び「指示処分」を厳粛に受け止め、下記の業務改善措置を講じ、今後このような不祥事を二度と起こさないよう再発防止に努めてまいります。

お客さまならびにご関係者におかれましては、多大なるご迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

2 業務改善に向けた取り組み

(1) 違反行為の内容及びこれに対する処分内容の周知徹底

今回の処分を受け、役員・マンション管理業務従事者に対して、今回の違反行為の内容及び処分内容の周知徹底をしました。

(2) 法の規定の遵守及び社内研修・教育の計画作成

定期的に企業倫理研修を実施しておりますが、金銭の取扱いに関する内容を重点項目として加え、リスクとその重要性について認識の徹底を実施し、これを継続してまいります。また、マンション管理業務従事者においては、社外研修等の活用により知識習得や能力向上の機会を設け、会社・社員の資質向上を図る計画を策定し、継続的に実施いたします。

(3) 日常業務運営の調査・点検及び業務管理体制の整備

実務者へのヒアリングや業務報告の監査等により、日常の業務運営の調査・点検を実施いたします。また、業務管理体制の整備により、定期的監査活動を継続して実施いたします。

(4) マンション管理業務従事者の業務従事状況の調査・点検実施及び再発防止策の策定

再発防止に向けて職務分離を徹底すべく、フロント担当とマンション会計担当の部署を区別し、相互に業務内容が管理できるよう社内組織を整備し、専門部署を新設いたしました。

【本件に関するお問い合わせ先】

大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店総務部 06-4964-1651

(受付時間 8:30~17:30 土日祝を除く)

以上